

## 船橋市基準点管理保全要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定に基づき船橋市が管理する測量基準点（以下「船橋市基準点」という。）の一般的取扱い及び管理保全に関して必要な事項を定め、その管理保全の万全を期することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱で「船橋市基準点」とは、測量法の規定に基づき設置した「公共基準点」及び「街区基準点」をいう。

2 この要綱で「公共基準点」とは、船橋市が管理する1級基準点、2級基準点及び3級基準点をいう。

3 この要綱で「街区基準点」とは、国から移管を受け船橋市が管理する街区三角点及び街区多角点をいう。

4 この要綱で「再設」とは、標識が亡失している場合に、再設置することをいう。

5 この要綱で「移転」とは、標識の現位置が保存上又は管理上不相当である場合に、当該標識の位置を変えて設置することをいう。

### (船橋市基準点の使用手続)

第3条 船橋市基準点を使用し測量をしようとする者は、あらかじめ「船橋市基準点使用承認申請書」（第1号様式）により市長へ申請し、「船橋市基準点使用承認書」（第2号様式）により承認を受けるものとする。

2 前項の規定による承認を受けた者は、使用後には「船橋市基準点使用報告書」（第3号様式）により使用結果を報告するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、土地家屋調査士会に所属する土地家屋調査士が船橋市基準点を使用しようとする場合にあっては、当該土地家屋調査士会は、「船橋市基準点使用に係る包括承認申請書」（第4号様式）により市長へ申請し、「船橋市基準点使用包括承認書」（第5号様式）により使用承認を受けることができる。

4 前項の使用承認を受けて船橋市基準点を使用した土地家屋調査士は、使用後には「船橋市基準点包括使用報告書」（第6号様式）により、月単位で使用結果を報告するものとする。

(工事施行者の届出)

第4条 道路の工事等を施行する者（以下「工事施行者」という。）が、船橋市基準点の付近でその効用を害するおそれのある工事等を施行する場合は、あらかじめ「船橋市基準点付近での工事施行届出書」（第7号様式）を市長に提出し、市長の指示に基づき船橋市基準点の保全に必要な措置を講じるものとする。ただし、船橋市基準点の再設・移転の承認を申請する場合は、船橋市基準点付近での工事施行届出書の提出を省略することができる。

2 前項のその効用を害するおそれのある工事等とは、次の各号に掲げるものとする。

- ① 掘削底面端から45度以上の線に船橋市基準点の構造物が入る掘削工事等
- ② 車両又は重機等の振動が船橋市基準点に影響を及ぼす杭打ち又は杭抜き工事のうち、船橋市基準点から杭、車両又は重機等までの距離が3メートル以下となる行為
- ③ その他市長が船橋市基準点の効用に支障をきたすおそれがあると判断する工事等

3 保全に必要な措置とは、「街区基準点復元作業マニュアル（案）第2条運用基準による引照点の設置」に基づき引照点を設置する他、測量標識を保全するための防護対策をとること等をいう。

4 第1項の届出書には、次に掲げる図書を添付するものとする。

- ① 位置図、平面図（掘削位置と船橋市基準点の位置関係を明示したもの）
- ② 引照点成果表又は市長の指示する測量資料
- ③ 写真（船橋市基準点、船橋市基準点周辺、引照点の関係が確認できるもの）

5 工事施行者は、船橋市基準点付近での工事が竣工したときは、速やかに「船橋市基準点付近での工事竣工報告書」（第8号様式）を市長に提出し、検査を受けるものとする。

6 前項の報告書には、次に掲げる図書を添付するものとする。

- ① 竣工写真及び引照点の写真（船橋市基準点、船橋市基準点周辺が確認できるもの）
- ② 船橋市基準点の移動の有無が確認できる測量資料（着工前・竣工後が対比できる引照点成果表等又は市長の指示に基づく船橋市基準点の保全に必要な測量資料等）

7 工事着手前の測量成果と工事完了後の測量成果を比較した結果、水平位置又は標高位置の変化量が精度の範囲（水平位置 10mm、標高位置 30mm）を超える場合は、道路管理課へ報告した上で、本基準第5条の（再設及び移転）

で定める方法により復旧するものとする。

(再設及び移転)

第5条 公共基準点を再設又は移転する場合は、元あった点を廃止した上で新点として設置するものとする。

2 工事施行者は、船橋市基準点を再設又は移転する工事（土地所有者の行う工事を除く。）の必要が生じた場合には、あらかじめ「船橋市基準点（再設・移転）承認申請書」（第9号様式）により市長に申請し、「船橋市基準点（再設・移転）承認書」（第10号様式）によりその承認を受けるものとする。

3 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付するものとする。

- ① 公共測量実施計画書
- ② 平均計画図
- ③ 製品仕様書
- ④ 測量標・測量成果の使用承認申請書

作成方法については、国土地理院 HP 公共測量の手引を参照

4 再設及び移転の測量は、船橋市公共測量作業規程（国土交通省の「作業規程の準則」を準用）第2編第5章復旧測量に則り実施するものとする。

5 土地所有者の都合により船橋市基準点を撤去又は移転する必要が生じた場合は、土地所有者は、「船橋市基準点（撤去・移転）請求書」（第11号様式）を市長に提出するものとする。

(機能の回復)

第6条 工事施行者が船橋市基準点を、再設又は移転する場合は、船橋市公共測量作業規程（国土交通省の「作業規程の準則」を準用）永久標識の規格によるものを新設するものとする。

2 前項の規定は、工事施行者以外の者が過失等により船橋市基準点を滅失し、又は毀損をした場合について準用する。

(機能回復の施工者)

第7条 船橋市基準点の測量標の再設及び移転は、原則として船橋市基準点の効用を害した者（以下「原因者」という。）が行うものとする。ただし、次の場合は船橋市が行う。

- ① 原因者不明により、船橋市基準点が滅失している場合
- ② 第5条第5項の規定による土地所有者による船橋市基準点の撤去、又は移転の請求があった場合

2 測量成果の修正（以下「測量作業」という。）に必要な手続きは、測量法第36

条（計画書についての助言）、第 37 条第 3 項（公共測量の表示等）、第 40 条（測量成果の提出）その他関係法令に基づき船橋市で行う。

（設置工事）

第 8 条 再設及び移転にかかる工事施行者は、設置位置及び設置工事の方法について、工事を着工する前に市長と協議するものとする。

2 工事施行者は、次に掲げる成果を格納した電子データで報告するものとする。

- ① 測量成果表の写し及び成果数値データ
- ② 点の記の写し
- ③ 平均図の写し
- ④ 観測図の写し
- ⑤ 網図の写し
- ⑥ 精度管理表の写し
- ⑦ 測量成果の検定証明書・検定記録書の写し
- ⑧ 品質評価表の写し
- ⑨ メタデータの写し(.Xml 形式)
- ⑩ 基準点現況調査報告書の写し
- ⑪ 測量標設置位置通知書の写し

3 工事施行者は、設置工事が竣工したときには、速やかに「船橋市基準点設置工事竣工報告書」（第 1 2 号様式）に前項の成果品（2 部）を添えて市長に提出し、検査を受けるものとする。

4 工事施行者は、前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに補修して再検査を受けるものとする。

（費用の負担）

第 9 条 設置工事に要する費用（既設の船橋市基準点の取り壊し費用を含む。）及び船橋市基準点の測量作業に要する費用は、原則として工事施行者の負担とする。ただし、工事施行者に負担させることが適当でないと市長が認めた場合は、この限りでない。

（その他）

第 10 条 この要綱により難しい場合又はこの要綱に定めのない事項についての取扱いは、市長が別に定める。

附 則

施行期日

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

施行期日

この要綱は、平成28年2月29日から施行する。

附 則

施行期日

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。